

六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明書

1. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上、及び利用者の連帯保証人の身体、及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際は利用者や連帯保証人の希望を十分に取り入れていきます。

2. 施設の職員体制及び定員

別紙 2 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ 運営概要のとおりです。

3. サービス内容

① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

② 食事

朝食 8時00分～9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

* 食事は利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮して提供いたします。

③ 口腔ケア

食事後は利用者の状態に合わせた口腔ケアを行います。また、歯科医院と連携し充実したケアに努めます。

④ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、1週間に2回以上ご利用いただきます。ただし、身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

⑤ 医学的管理・看護

利用者の病状又は心身の状況により検査、投薬、処置を適切に行います。また、利用者の病状からみて必要な医療を提供することが困難と認めたときは、協力病院へ紹介等を行います。介護自立支援を目的とした、日常生活上のお世話を行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 行政手続き代行

⑨ その他

4. 利用負担額等について

介護保険被保険証等の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。施設利用料・その他の料金及び支払方法については別紙1のとおりです。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名 称 北部上北広域事務組合 公立野辺地病院

・住 所 青森県上北郡野辺地町鳴沢9番地12

・名 称 六ヶ所村地域家庭医療センター（歯科）

・住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附986番地4

6. 施設利用に当たっての留意事項

① 面会について

やむを得ない場合を除いて午後1時～午後5時となります。

② 火気について

火気の取り扱いは禁止となります。

③ 喫煙について

全館禁煙となっておりますのでご協力をお願いします。

④ 飲酒について

主治医の許可以外は禁酒とします。

⑤ 所持品、備品等の持ち込みについて

施設の許可を必要とします。

⑥ 所持金・貴重品の管理について

利用者及び連帯保証人からの申し出により、上限を一万円としてお預かりいたします。施設でお預かりしている金品以外のものが紛失した場合は、施設は一切責任を負いませんのでご理解の程よろしくお願いいたします。

⑦ 営利行為、宗教活動、政治活動は禁止します。

8. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) 0175 - 73 - 7200 担当者：支援相談員、介護支援専門員

9. 秘密の保持

施設職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人等に関する秘密を、いかなる場合も第三者に漏らしません。但し、施設は、利用者及び連帯保証人から、予め別紙3の個人情報利用同意書の提出を得た上で行うこととします。

10. 緊急時や事故発生への対応

サービスの提供中に事故(火災・食中毒・職員の手落ちによる転倒等)が発生した場合は、利用者に対し応急処置、施設医師の医学的判断により医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに連帯保証人(書類等送付先及び緊急時連絡先届出書)、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等や、状況に応じてお住まいの市町村に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。(当事業所は病院賠償責任保険に加入しています。)

(災害対策)

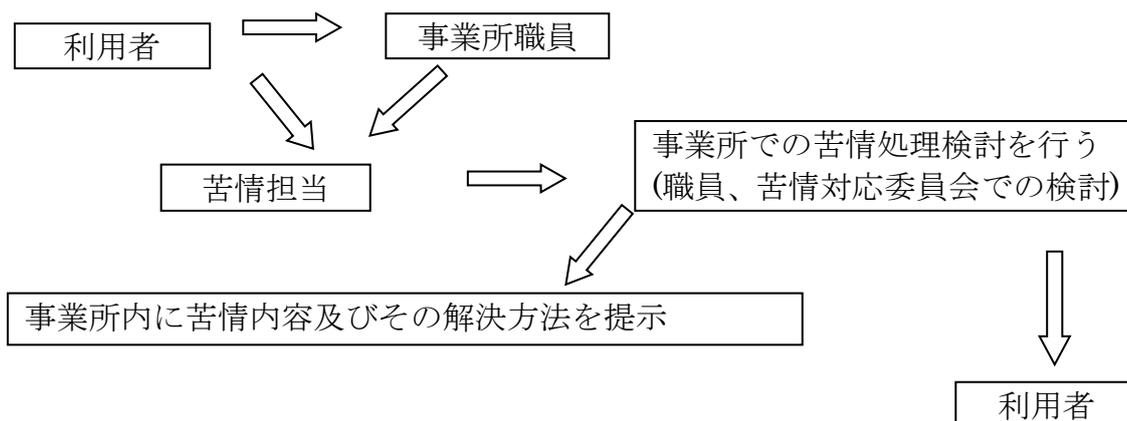
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常誘導等他
- ・防災訓練 年2回実施

11. 要望及び苦情等の相談

施設サービスの責任者として看護師長が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、看護師長にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

連絡先(電話) 0175-73 - 7200

苦情解決フロー図



当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

ア. 六ヶ所村 福祉課 0175-72-2111

イ. 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336